

○総務省告示第三百八十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和二年十二月十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前
<p>第2 周波数割当表 【1～7 略】</p> <p>周波数割当表</p> <p>【第1表～第3表 略】 【国内周波数分配の脚注 略】 【別表1～1～別表8～5 略】 別表8～6 デジタルコムトレス電話の無線局の周波数表</p> <p>【略】 1891MHz、1897.4MHz、1899.1MHz、1899.2MHz、1901MHz、1914.1MHz</p> <p>【別表8～7～別表11～3 略】 【国際周波数分配の脚注 略】 要綱 様式S〔 〕S配電4444配電4444</p>	<p>第2 周波数割当表 【1～7 同左】</p> <p>周波数割当表</p> <p>【第1表～第3表 同左】 同左】 【国内周波数分配の脚注 同左】 同左】 【別表1～1～別表8～5 同左】 同左】 別表8～6 デジタルコムトレス電話の無線局の周波数表</p> <p>【同左1】 1897.4MHz、1899.1MHz、1899.2MHz、1901MHz</p> <p>【別表8～7～別表11～3 同左】 同左】 【国際周波数分配の脚注 同左】 同左】</p>